

令和2年3月18日

一般社団法人
東京都建築士事務所協会 御中

東京消防庁予防部予防課

申請等に係る手続の簡素化について（情報提供）

先般、火災予防条例施行規則等の一部が改正され、令和2年3月11日に公布されました。

この改正は、申請者等の負担軽減を目的に、火災予防条例施行規則等に定める様式や添付書類の見直しを行い、申請等に係る手続の簡素化を図ったものです。

つきましては、改正趣旨をご理解いただき、関係する方々に周知してまいりますようお願いいたします。

なお、この改正は令和2年4月1日から施行されます。

詳細につきましては、別添えをご覧ください。

問合せ先

東京消防庁

予防部予防課予防係 板垣 小池

電話03-3212-2111 内線4723 4731